

ケアリンピック奈良運営等業務委託公募型プロポーザル実施要項

奈良県福祉保険部地域包括支援課

1 趣旨

本業務は、奈良県が主催する「ケアリンピック奈良」（以下「ケアリンピック」という。）の実施に当たり、受託者が統括運営、会場設営・運営、安全対策、記録・報告等を行うものである。受託者は、県が定める企画内容に基づき、円滑かつ安全で効果的なイベント運営が行われるよう、業務を実施するものとする。

事業実施に当たり、本業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

(1) 名称

ケアリンピック奈良運営等業務委託

(2) 委託料上限額

4,695,350円

(3) 業務内容

別紙「ケアリンピック奈良運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示す業務

(4) 委託期間

契約後から令和8年12月28日まで

3 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q5 広告・イベント業務」で登録している者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 企画から管理運営までの業務を履行できる者であり、かつ、公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）が構成員となっている団体（実行委員会等）が主催するイベントの委託業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

4 提出書類

- (1) 別紙「様式1」を表紙とする企画提案書（A4版）10部（正本1部、副本9部）

※様式は任意とするが、企画提案書には以下の内容を含むこと。なお、審査は、企画提案者の企業・団体名等を伏せて匿名で実施することから、副本には、企画提案者の企業・団体名等が判別できる記載及び用紙の使用をしないこと。

① 業務遂行体制

ア 本委託業務を適切かつ確実に遂行するために配置する予定の人員・組織体制

イ 本委託業務に従事する人員の経歴、実績及び保有資格

ウ 本委託業務の実施スケジュール

② 業務実施内容

仕様書に定める業務内容に係る以下の事項を踏まえた提案をすること。

ア 統括運営体制・進行管理・安全対策に関する提案

統括運営体制、業務分担・指揮命令系統、ステージ進行管理体制、安全管理・危機管理体制、雨天時・荒天時・緊急時対応

イ イベント周知と事業目的達成に向けたコンテンツ運営に関する提案

幅広い世代に向けた効果的な広告・広報の実施、参加促進策、介護の魅力の見える化に向けた企画方針、天平ホールプログラム運営提案、各体験・展示・PR ブースの魅力向上策

ウ 会場全体のレイアウト設計・回遊性向上・空間演出に関する提案

会場全体設計の考え方、天平ホール・ホワイエ・天平広場の連動計画、来場者導線・案内サイン計画、ブース配置・休憩スペース・キッチンカー運営計画、映像・モニター活用による一体感の創出

エ 記録・効果測定・報告に関する提案

記録撮影体制、ダイジェスト動画・アーカイブ対応方針、アンケート集計方法、効果検証指標、報告書作成方針

(2) 事業収支計画及び経費見積積算書

事業収支計画及び仕様書に定める業務内容ごとに支出する費目等が分かる経費見積積算書を提出すること。

(3) 企画提案者の事業者概要が分かるもの（紹介パンフレット等）。

(4) 3（4）の履行実績を確認するため、契約書の写し、仕様書の写し、発注者が発行した履行証明書その他履行実績を証明できる書類を提出すること。なお、提出書類には、業務名、契約相手方、契約期間及び業務内容が確認できること。

(5) 電子契約を希望する場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」をあわせて提出すること。

5 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年8月7日（金）午後3時までとする。

(2) 質問方法

別紙「質問票」（様式2）により文書（電子メール可）によることとする。

（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な権利を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県福祉保険部地域包括支援課ホームページ」上に公開する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期間及び時間

令和8年8月24日（月）正午必着

(2) 提出場所

12に定める場所とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和8年8月24日（月）正午までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出書類

4に定める書類とする。

7 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、別記「ケアリニック奈良運営等業務委託受託事業者選定に係る審査基準」に従い、県が別途設置する「ケアリニック奈良運営等業務委託受託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

(2) 審査方法

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会が、審査を行い、評価点方式による順位をもとに、合議により最優秀提案者を決定する。

なお、企画提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めるため、以下によりプレゼンテーションを実施する。

① 日時

令和8年8月28日（金）（後日、企画提案者に対し時間等詳細を連絡する。）

② 留意事項

ア 時間は企画提案者1者あたり、25分（企画提案者からの説明15分、質疑応答10分）程度を予定している。

イ プレゼンテーションへの参加者は、最大3名までとすること。

なお、本委託業務を担当予定のスタッフは必ず参加すること。

(3) 審査結果

企画提案書類を提出された全企画提案者宛て、令和8年9月1日（火）までに通知する。

(4) 契約締結

契約締結は速やかに行うこととする。また、契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の百分の十に相当する額以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号に該当する場合は、これを免除することがある。

(5) 特定結果の公表

(3)の通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表するものとする。

① 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日

② 受託者、提案者ごと、評価項目ごとの評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

8 失格事項

企画提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

(1) 3 参加資格に定める要件が備わっていないとき。

(2) 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。

(3) 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

(4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。

(5) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。

(6) プレゼンテーションに不参加のとき。

(7) そのほか不正な行為があったとき。

9 契約の不締結

受託事業者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると

認められるときは、県は当該者と契約を締結しないものとする。

- (1) 受託事業者の役員等（法人にあっては非常勤も含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託事業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 契約の解除

契約締結後において、契約の相手方が9の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合又は正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し、受託者を変更することがある。

また、契約の解除により奈良県に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 企画提案書等及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された全ての書類は、返却しない。ただし、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。
- (6) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加又は削除は原則として認めない。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

12 書類等提出先及び問合せ先

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

担 当：奈良県 福祉保険部 地域包括支援課 福祉人材確保・育成係

電 話：０７４２－２７－８０３９

メー ル：fukushi-jinzai@office.pref.nara.lg.jp